

県庁・ギャラリー展示

藩から県へ

— 広島県の誕生 —

「藩から県へ 広島県の誕生」を開催しています。広島県立文書館では、県の歴史的公文書や古文書等を多数収蔵し、閲覧利用に供するとともに、展示なども行っています。この展示では、「広島県の誕生」に焦点を当ててみました。廃藩置県とその後の統廃合を経て「広島県」が成立する過程や、大規模な藩主引き留め運動となった武一騒動、火災等で移転を繰り返した県庁の変遷、明治期の県令・県知事の姿などについて、文書館収蔵資料をもとに紹介しています。

広島県の成立

明治4(1871)年7月14日、廃藩置県の詔勅が出された。旧藩主はすべて東京移住を命じられたが、広島県では、前藩主浅野長訓(ながみち)の出発を引き留めようと、大一揆いわゆる武一騒動が発生した。

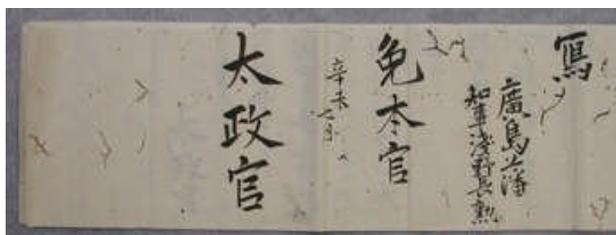
この武一騒動の沈静化の後、県行政が本格的に進められる。それは、近世の分権的な支配を廃し、中央集権的な行政を目指す明治維新政府の意を受けたものである。こうした政府の地方機関として、戸籍の編製、地租改正、義務教育の確立、徴兵制の施行などが推進された。

県内の行政区画としては、旧来の村に替えて大区・小区が設けられ、その長として区長・戸長などが任命されていった。

1 広島藩知事罷免の太政官辞令の口達

明治4年(1871)7月末

重清家文書

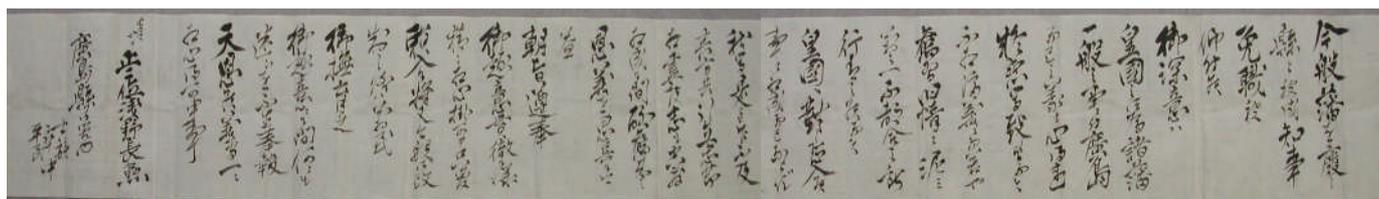


明治4年(1871)7月14日、廃藩置県の勅語が、薩長土肥の四藩知事へ、次に熊本・名古屋・徳島・鳥取の有力藩の藩知事へ達せられ、最後に残りの藩に「藩ヲ廃シ県ヲ置かれ候事」が布告された。この日在京していた知藩事は、天皇の御前において「免官ノ御達」を受けた。広島藩は、藩主長勲が在京していたが賈金事件で謹慎しており、翌15日に西本権大参事が、藩知事代理たちと共に天皇の御前で、藩知事免官の辞令と廃藩置県の命令、大参事以下がこれまでどおり事務を行うことの命令などを受け取った。その後、18日には長勲の東京居住が命じられた。このことは24日に広島城内に旧藩士族を集めて口達され、「当藩以後広島県と相唱候事」も伝えられた。

2 正二位浅野長勲教諭書

明治4年(1871)7月20日

八田家文書

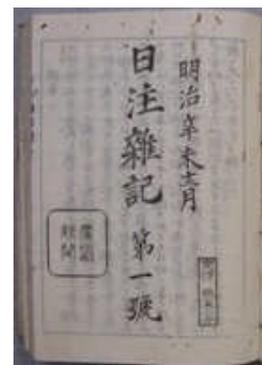


廃藩置県の命令を受けた前藩知事浅野長勲は、7月20日付で直筆の親書を作成し、これを県庁に依頼して旧藩の士民に伝達させた。この文書で長勲は、廃藩置県や免官が広島藩だけのことではなく諸藩一般のことであり、朝廷の意向を最も大切に考え(「朝旨遵奉」)、皇国に対して決して心得違いをしないよう諭している。

7 『日注雑記』(『広島新聞』)第1号

明治4年(1871)12月 福原家文書「御布達書」

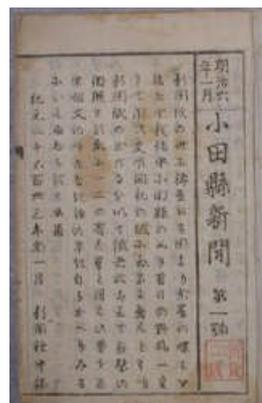
『日注雑記』は、元藩儒山田十竹(養吉)が発行した広島県最初の新聞である。当時広島では日新堂の『新聞雑誌』が月3回配布され、開明的な記事が競うように読まれていた。山田はその類似のものを発刊して、廃藩置県により不安を感じる人々に文明開化の事を知らせようとした。内容は、吏員の進退や国の通達、人々を啓発する記事などである。発行所は、三の丸の県庁内に借用した一室で後に新聞局と称した。また、木原章六や小鷹狩元凱が費用持ち出しで手伝った。印刷は、藩政時代に使われた木版の活字(県庁に残存)を使った木版刷りである。表紙及び表紙裏の題字・揮毫は頼元啓による。



8 小田県新聞」第1号

明治6年(1873)1月 三上家文書

「小田県新聞」は、小田県域で最も早い新聞とされる。小田県は、主に備中9藩と備後6郡からなるが、明治8年に全域が岡山県に合併し、翌年備後6郡が広島県に移管された。新聞の冒頭で、「我備中小田県の如き昔日の野風一変して漸次文明開化の域に至っており、「新聞紙の出ざるを以て識者或は言て白壁の微瑕(びか=少しのキズ)とす。故に一二の有志輩と同く此拳を為す」と発刊の理由を述べ、文明開化した当該地域の要請だとしている。内容は、社会の趨勢や出来事の紹介、投書などで、形態は木版半紙二つ折り6枚の小冊子である。発行人は、本文に新聞摺出所として記載されている笠岡の森田佐平と推測される。



9 広島県一覽概表

明治7年(1874) 重川家文書 437

表 概 覽 一 縣 島 廣																								
郡	町	村	戸	口	石高	歳入	職	校	神	社	農	漁	舟	池	城	河	道	路	罪	犯	其	他	備	考
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松
備前	高松	高松
備中	高松	高松
備後	高松	高松																		

広島県の誕生

1 明治元年 4 月時点

広島藩（安芸国 8 郡，備後国 8 郡） 福山藩（備後国 6 郡） 中津藩（備後国甲奴郡内 12 ケ村，安那郡内 2 ケ村，神石郡内 22 ケ村） 天領（甲奴郡内 12 ケ村，神石郡内 1 ケ村）という 4 つの支配領域があった。このうち 天領は，明治元年 5 月に倉敷県となった。

2 明治 4 年 7 月 14 日廃藩置県時点

広島県， 福山県， 中津県， 倉敷県（既に存在）の 4 県が成立。

3 明治 4 年 11 月 15 日

府県統廃合により， 広島県は廃止され，甲奴郡内の旧中津県（11 月 14 日廃止 小倉県）・旧倉敷県管轄の 24 ケ村を加えて新広島県となった。また， 福山県は廃止され，安那・神石郡内の旧中津県・旧倉敷県管轄の 25 ケ村と備中国 9 県及び他県内の管轄地を加えて深津県となった。

4 明治 5 年 6 月 7 日時点

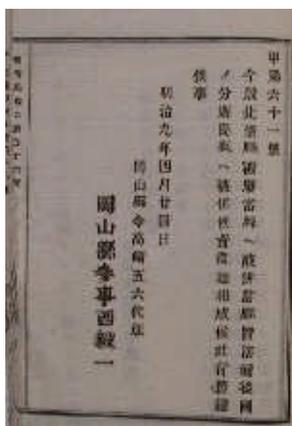
深津県は小田郡笠岡に県庁を定め，小田県と改称。

5 明治 8 年 12 月 10 日時点

小田県は廃止され，岡山県に合併。

6 明治 9 年 4 月 18 日時点

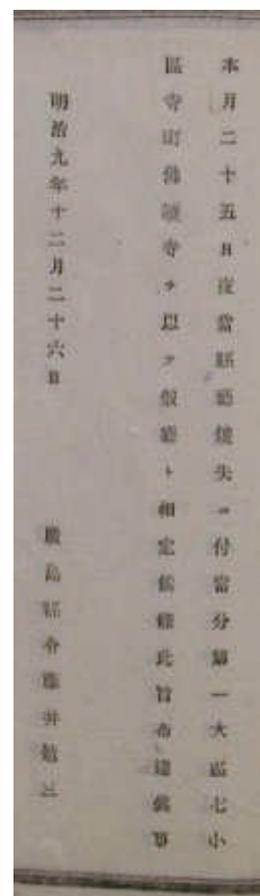
岡山県内の備後 6 郡が広島県へ移管され，現在の広島県域が成立。



10 備後 6 郡の広島県移管を伝える岡山県普達

明治 9 年 4 月 24 日 山野村役場文書「岡山県管轄中御普告」

4 月 18 日，岡山県が北条県と合併すると同時に，岡山県から備後 6 郡が広島県へ移管された。こうして，現在の広島県の県域が確定した。



11 県庁焼失とその後の移転を伝える広島県布達

明治 9 年 12 月 26 日山野村役場文書（「本県布令」）

25 日の国泰寺堂宇での火災では，多くの書類も焼失した。移転先は寺町仏護寺でここに仮庁舎が置かれた。

また県庁内の県裁判所も焼失し浄専寺に移った。

県庁の移転

広島県庁は，廃藩置県からわずか 7 年の間に 4 度移転した。中でも 2 度目の移転場所であった国泰寺の仮県庁では，明治 9 年 12 月に火災を起こし藩から引継いだ諸帳簿を焼失してしまった。その後，被爆焼失後にも 4 度移転した。合計 8 度の移転と 2 度の庁舎焼失（藩の引継文書及び県庁文書焼失）を経て，今に至っている。

広島城本城（明治 4 . 7 . 14） 広島城「旧三の丸邸」（明治 4 . 10 . 12）
 国泰寺に仮設（明治 6 . 3 . 20）（火事焼失） 寺町仏護寺に仮設（明治 9 . 12 . 25） 水主町に県庁新築移転（明治 11 . 4 . 15）（被爆焼失）
 下柳町東警察署に移転（昭和 20 . 8 . 7） 府中町東洋工業講堂（昭和 20 . 8 . 20） 霞町旧陸軍兵器補給廠（昭和 21 . 6 . 20） 基町に現庁舎落成（昭和 31 . 4 . 19）

12 県庁設立伺之事 明治6年(1873)3月29日 国立公文書館蔵「公文録 大蔵省之部」

明治6年伊達権令は、広島から県庁所在地を尾道に移し御調県と改称したいと大蔵省に伺った。たとえ備後6郡がそのまま移管されなくても尾道がふさわしいと言っている。当時大蔵省にいた前島密は、尾道が「幅員狭小」であることと「既定の庁地を漫(みだり)にすべからず」との理由で強く反対し実現しなかった。



13 移庁之儀御届 明治11年(1878)4月16日 国立公文書館蔵「公文録 府県の部 全」

水主町(加古町)の県庁が新築落成した。被爆で全焼全壊するまで67年間県庁はこの地にあった(写真は水主町の県庁、『広島県写真帖』大正15年刊より)。この地が選択されたのは、東西中央の至便の地である上、民家と隔絶し火災の恐れが少ないからであったという。

明治時代の県令・県知事

全国の府県の長官は、現在のような民選ではなく、中央政府によって任命されるいわゆる官選であった。

広島県では、明治4年(1871)8月に高知県土族河野敏謙が大参事に任命されたのを初めとして、明治前期には伊達宗興(参事, 権令), 藤井勉三(権令, 県令), 千田貞暁(県令, 県知事)らが着任した。

その呼称は、明治4年11月の県治条例で県令又は権令とすることになった。政府における官等が四等官のものを県令, 五等官のものを権令という。例えば、藤井勉三の場合、権令として広島県長官に赴任してきたが、在職中、県令に昇格している。

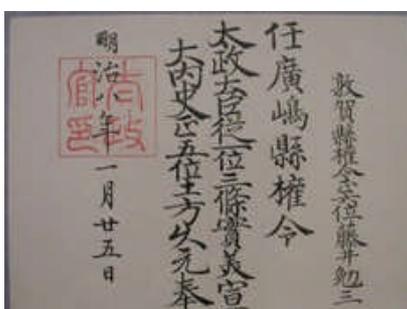
明治19年(1886)年の地方官官制の改革で、その呼称は知事と改められた。広島県では、宇品築港で有名な千田貞暁の時である。

14 官員全書 広島県 明治5年(1872)7月 福原家文書

県官は全部で43名であり、うち14等15等の最下級の役人が14名(33%)を占めた。出身別では他府県人が7名おり、とくに上層部に他府県出身者が多かった。地元出身者より他藩のものが重用されたのである。長官である参事伊達宗興は、前年12月に和歌山県から赴任した。

明治4年11月27日の太政官達621号により、県治条例が定められた。この中の「県治職制」によって県には、高等官として令(4等官)や権令(5等官)が置かれ、また、実務を行う判任官として、典事以下の官吏が置かれた。典事以下は県庁の庶務課・聴訟課・租税課・出納課の4つの課に配置された。

広島県では、県治条令公布前に旧藩以来の上級官吏が数多く更迭され、大属以下の実務官吏も武一騒動後に大量に免職された。藩の旧役人の大量整理後の官員名簿である。



15 敦賀県権令藤井勉三の
広島県権令任官辞令(任広島県権令)
明治8年 藤井勉三文書5(左写真)

藤井勉三は、明治8年1月に敦賀県権令から広島県権令に転任してきた。このように、戦前期の知事(県令・権令)は、現在のような民選ではなく、官選だった。



藤井勉三(右写真)

藤井は五等判事も兼任していたが、これは明治4年11月の県治条例により、県庁に聴訟課という裁判・司法・警察事務を扱う課が置かれ、藤井が裁判の判事を兼任したためである。兼官は明治9年1月24日に免じられているが、広島県のような裁判所未設の県では民事事件等が増加の一途であったと言われており、藤井は激務のため判事の免官を求め、その直後に県令に昇進した。聴訟課は明治8年5月にはその名称が消えるが、庶務課警察係が業務を引継いで裁判事務を続け、その後「広島県裁判所」へ続いたと思われる。藤井は胸の病気が好転せず、明治13年県令を辞した。

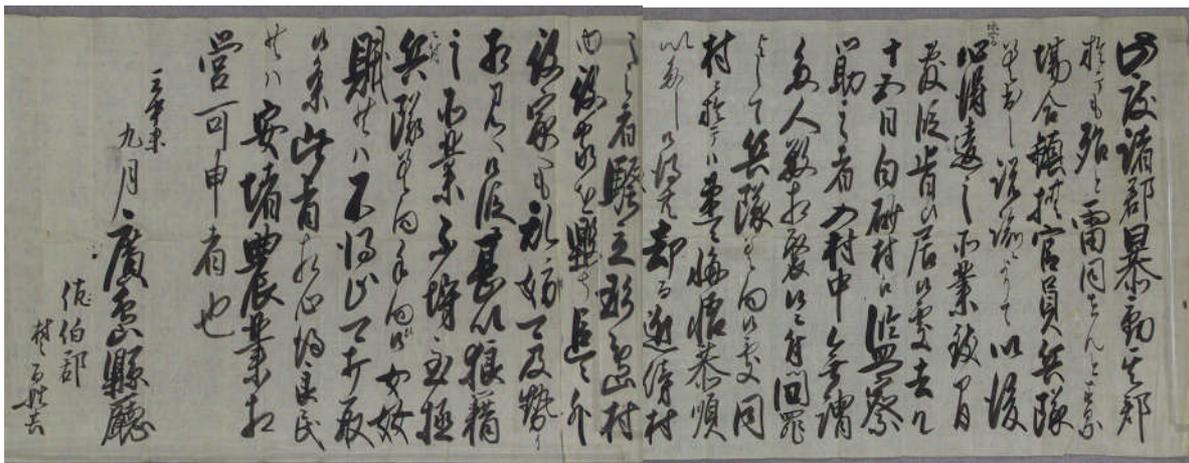
武一騒動（廃藩置県時の旧藩主引き留め運動）

明治4年（1871）7月の廃藩置県に伴い、旧知藩事の東京永住が命じられた。この時広島県では、藩主長勲（ながこと）は在京し、城内の家族、前藩主長訓（ながみち）と長勲夫人が、8月4日東京へ出船することとなった。その際、「哀訴惜別」を主張する群集が城下にあふれ、出発を阻止したため、出船が延期となった。その後城下に集まった数千の民衆が城内に入って嘆願書（有田村の武一が起草）を出し、更に暴動化して城下で打ちこわしを行った。県は武力による鎮圧を行い、多くの死傷者を出した。こうした動きは更に藩内全域で大規模な打ちこわしへと発展していった。そして、県北を中心に多くの豪農商が打ちこわしを受けた。

20 玖島村の暴動に対する県庁説諭書（上右）

明治4年（1871）9月

八田家文書



玖島村の暴動に対する県庁説諭書（解説文）

此度このたび諸郡暴動、其郡そのぐんに於（おい）ても殆ど雷同せんとする
場合、鎮撫官員兵隊
差出し、説諭二よりて、以後
決而付つして心得違之所業致（いたす）間敷（まじ）ぎ、段肯（ひ）居候処、去ル十五日白砂村（江）へ（監）察
筋之者入村中、無（し）謂（いわ）れなく、
多人数相聚（あ）つまり候二付、問罪
与（と）して兵隊差向候処（そ）つら（と）ころ、同村二於（おい）て八速（すみ）やか（二）悔悟恭順いたし候得共（そ）つら（え）とも、却（か）而近傍村々之者騒立、玖島村
内役家を毀（こ）わち、追々外（ほか）
役家（やく）や（へ）も乱妨可（し）及（お）よぶべき勢（いき）相見（あ）へ候段、甚（し）以（も）狼藉（ろう）せき（之）所業、不（た）至（ま）す極（ごく）（二）付、兵隊差向、手向（て）ひ候姦（ご）賊共（ぞく）八（は）不（た）得（た）し（や）むを（え）ず可（た）打取（うち）とるべく候条、此旨（この）むね（相）心得（良）民共（八）安堵（あん）農業（相）
可（た）申（ま）す（べき）者（也）

辛未（明治四年）

九月 広島県庁

佐伯郡

村々百姓共

この説諭書は、同年9月に、県が佐伯郡内へ布達したものの。県官が白砂村へ派遣された際、近傍村々の者が騒ぎ立ち、玖島村内の役家（村役人を勤める家）を襲撃して、更に他の役家へも襲撃に及ぼうとする勢いであると記している。おそらく9月15日から18日にかけての騒動であり、県はこれに対して、直ちに鎮撫隊を派遣した。

広島県立文書館のご案内

広島県情報プラザ 2 階（中区千田町）の広島県立文書館（もんじょかん）は、行政文書や古文書など、広島県に関する歴史的な文書の収集・保存・整理を行い、それらを閲覧などの利用に供する施設です。

設置根拠

昭和 62 年（1987）に「公文書館法」が制定され、自治体は歴史資料として重要な行政文書等の保存や利用を図る責務があることがうたわれ、各地に設立されるようになりました。広島県立文書館は、昭和 63 年（1988）10 月に開館しました。



文書館の歴史

文書館は、欧米では図書館・博物館とならぶ文化施設です。フランスでは 1789 年のフランス革命により国の文書館が作られ、文書公開の原則を宣言しました。以来、近代的な文書館制度が欧米各国で整備されていきました。しかし、日本での設置はずいぶん遅れ、昭和 34 年（1959）にできた山口県文書館が最初です。現在は、30 都道府県と 23 市区町村に文書館（公文書館）が設置されています。



近代的文書館のさきがけ
フランス国立文書館

文書館のしごと

行政文書・古文書の収集・整理

- ・ 広島県が作成した行政文書のうち、歴史資料として重要な文書を選別・収集し、目録を作成します。
- ・ 民間に伝えられた古文書などを所蔵者からの要望により寄贈などの方法で収集し、目録を作成します。

閲覧サービス

- ・ 整理を終えた文書は所定の手続で閲覧できます。

調査研究・利用相談

- ・ 行政文書・古文書の専門的研究を行い、紀要（研究報告）・資料集などを刊行します。
- ・ 文書の保存や収蔵資料の利用などについて相談に応じます。

文書の保存

- ・ 歴史資料として貴重な文書を破損から防ぐため、状態を検討して必要な措置をほどこしています。また、空調・防火設備の整った書庫で保存管理しています。



文書館が保存・公開している収蔵資料

行政文書

広島県庁では、業務を遂行する上で膨大な行政文書を収受・作成します。1年間の文書を積み上げると、基町クレドビルの7.6倍の高さに達します。これらの文書は、県庁書庫で数年間保存された後廃棄されますが、歴史資料として重要なものは文書館に引き継がれます。文書館ではこれらを整理し完結後30年を経過したのから順次公開しています。



古文書

古文書は古い書き物のことです。各地の旧家に残されていることが多いですが、家の建て替えや世代交代などで所有者が保管できなくなったものを収集・整理し、公開しています。

図書などと異なり一点しかないものがほとんどですので、いったん失われると取り返しがつきません。このため、収蔵資料の保存はもとより、県内各地に文書調査員を置いて情報網を張り、古文書の所在調査を行っています。



県内の各市町でも、自治体の文書や古文書を適切に保存・管理し、散逸を防ぐため、市町の文書担当職員を対象にした講習会を毎年開催しています。また、広文協（広島県市町公文書等保存活用連絡協議会）の事務局として、自治体文書の保存活用を図るための研修・情報交換などを行っています。大学等の実習も受け入れています。

その他事業

展示・講演会・古文書解読講座

保存管理講習会など

広島県立文書館では、収蔵している行政文書や古文書をより詳しく知っていただくために、展示室で毎年定期的に収蔵文書の展示を行っています。また、古文書解読入門講座（6～10月）や講演会などを毎年開催しています。

